

# 保険証の切り替えを忘れずに

平成21年3月31日までは被保険者証(保険証)の切り替えをしましょう!

うるま市の国民健康保険加入者が現在お持ちになっている国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は平成21年3月31日までとなっております。

有効期限が切れたまま、病院や診療所等で治療を受けた場合は、医療費が全額自己負担となり後で払い戻しもできません。

平成21年2月27日までに国保税を完納した世帯は、保険証が3月中に自宅に送付されます。  
国保税に未納がある世帯、住所の異動等で手続きが必要な世帯、学生や施設入所者がいて、遠隔地で保険証を交付する世帯は、国民健康保険課の窓口で保険証の切り替えが必要です。

**切替時期** 平成21年3月2日から開始

**切替場所** 本庁舎・石川庁舎・勝連庁舎・与那城庁舎どちらでもできます

国民健康保険税を未納のまま放置しておくと、督促料や延滞金が発生し、支払いがますます困難になってきます。

事情があって一括で国保税を納めることが難しい場合は、納付相談も受け付けておりますので、窓口に来所してくださいませよう、お願いいたします。

## 所得の申告はお済みですか?

所得の申告をしていないと、次のような不利益が生じる場合があります。

国保税が適切に課税(計算)されず、国保税の軽減判定(7割、5割、2割軽減)も行えません。  
高額療養費の支給額にも影響します。

(申告していない場合、高額所得者として判定され、支給額が下がる場合があります。)

**所得の申告がまだの方は、1月1日に住所がある市区町村で申告をしてください。**

## こんな時は14日以内に届出をしましょう!

### 国保に加入する時

- ・他の市区町村から転入してきた時
- ・職場の健康保険を辞めた時
- ・子どもが生まれた時
- ・生活保護を受けなくなった時
- ・外国籍の人が加入する時
- ・障がい非該当で後期高齢から国保に加入する時

### 国保をやめる時

- ・他の市区町村に転出する時
- ・職場の健康保険に加入した時
- ・国保の被保険者が死亡した時
- ・生活保護を受けるようになった時
- ・外国籍の人がやめる時
- ・障がい該当で国保から後期高齢に加入する時

### その他

- ・退職医療制度の対象になった時
- ・氏名が変わった時
- ・同じ市区町村内で住所が変わった時
- ・出稼ぎや学生で別の保険証が必要な時
- ・世帯が分かれたり、一緒になった時
- ・保険証を紛失した時
- ・世帯主が変わった時

国民健康保険に関するお問い合わせ TEL 973-3202 FAX 974-6764